

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

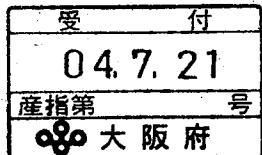
2022年7月21日

大阪府知事様

住 所 大阪府枚方市新町2丁目5番1号

提出者

氏 名 理事長 山下 敏夫



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-804-0101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西医科大学総合医療センター
事業場の所在地	大阪府守口市文園町10番15号
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83: 病院
② 事業の規模	477床
③ 従業員数	1,090名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物の全てを、特別管理産業廃棄物として、産業廃棄物処理事業者に委託処理を行う。

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別途添付参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油						
	排出量	735.51 t	0.78 t						
①現状	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の全てを、特別管理産業廃棄物として、産業廃棄物処理事業者に委託処理を行う。								
②計画	<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃棄物</th> <th>引火性廃油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>730 t</td> <td>1 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 現状と同様</p>			特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	排出量	730 t	1 t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油							
排出量	730 t	1 t							

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 感染性医療廃棄物とその他廃棄物の分別 (2) 液状・泥状物と固形状物の分別 (3) 金属類・鋭利なもの並びにその他の物の分別
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様
②計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度(令和2年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	735.51 t	0.78 t
	優良認定処理業者への処理委託量	735.51 t	0.78 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

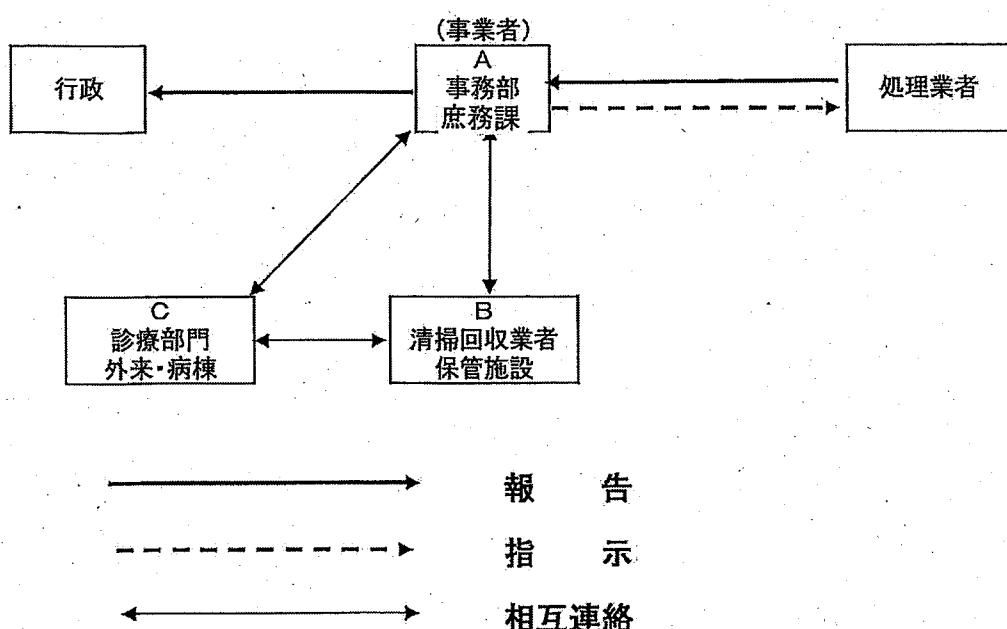
		【目標】		
		特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	②計画	全処理委託量	730 t	0.7 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	730 t	0.7 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状と同様				
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和2年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	736.29 t	
(今後実施する予定の取組等) 現状と同様				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料2 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



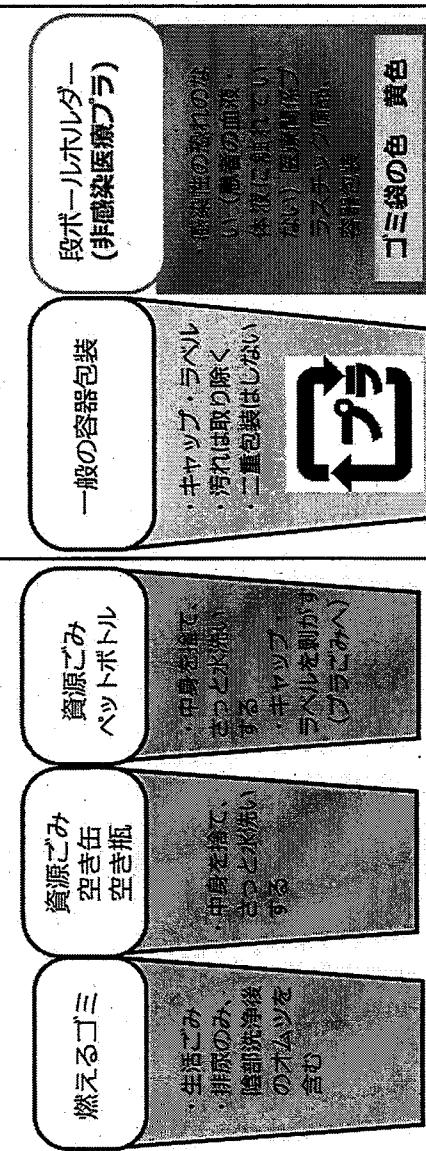
〔各部署の役割〕

部署	役割
A 事務部庶務課	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 清掃回収業者	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握等 ・上記内容をAに報告
C 診療部門	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物マニュアルに基づくゴミ分別

院内ゴミ分別マニュアル

一般ゴミ

感染性医療廃棄物（血液・体液の付着している物）



中間処理施設

處理費用の削減と臭気防止の工夫を！

※ガウンなどかさばる廃棄物が多い部所は、「金属・鋭利器材用」と「その他用」にペールを分ける。

※廃棄物が少ない場所は、小型のゴミ箱に一時廃棄し、適時ボリ袋のままペールに廃棄する。

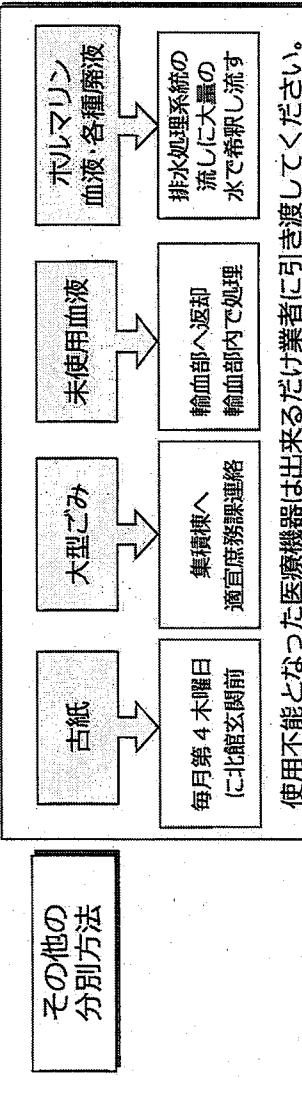
ただし、鋭利器材は針 BOX やペールに直接廃棄し、移し替えは行わない。

※ペール内の廃棄物を手で圧縮しない。(鋭利器材による針刺し・切創の危険がある。)

※針 BOX (は7-8割になつたら蓋をしてペールに廃棄する。圧迫すると針が突き抜ける恐れがある。

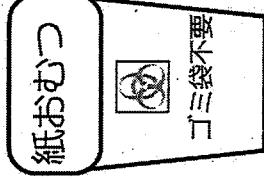
※ペールが7-8割になつたら蓋をして密封し、鍵付きの保管庫に保管する。

*ペールの補充・ゴミ回収・ホルダーの不具合などに関するお問い合わせは庶務課へ。

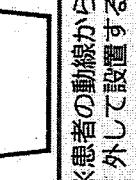


感染性医療廃棄物（血液・体液の付着している物）

- *点滴プロトコル・輸血パック
- *経腸栄養材料
- *鋭利な刃物類等
- *本体点滴の輸液ポート等
- *バイアル、点滴瓶
- *ガイドワイヤー・金属類
- *診療材料・ガーゼ・綿花類等
- *抗がん剤に使用した医療材料
- *使用後の点滴・輸液セットはケモ力バーに入れ密封し廃棄（薬剤部は別途取り扱い）



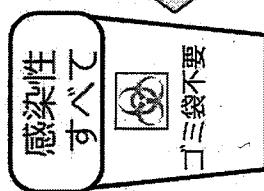
紙おむつ



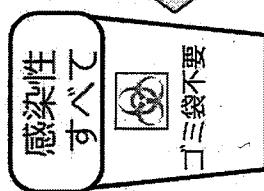
ゴミ袋不要



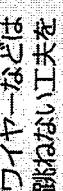
針 box



感染性



すべて



ゴミ袋不要



針

*便の付いた 紙おむつ

*感染性疾患の尿で汚染した紙おむつ



針

外して設置する



ゴミ袋不要

**※ワイヤーなどは
跳ねない工夫を**

**※密閉してペールへ
7~8割で交換**

[注]ホルダーはバル式を使用する蓋を取付け手で開けない 廃棄時は使用した蓋で閉める

感染性廃棄物として処理業者へ委託

使用不能となつた医療機器は出来るだけ業者に引き渡してください。